

平成21年6月19日現在

研究種目： 基盤研究C

研究期間： 2006～2008

課題番号： 18520363

研究課題名（和文） 日本語の連濁現象に関する総合的研究

研究課題名（英文） The Comprehensive Research on Japanese Rendaku

研究代表者

鈴木 豊(SUZUKI YUTAKA)

文京学院大学・外国語学部・教授

研究者番号：70216456

研究成果の概要：

この研究は連濁現象について総合的・歴史的に行おうとするものである。連濁研究はすでに相当数の蓄積があり、連濁に関する条件も様々なものが指摘されている。しかし、特に現代語の連濁を説明するのに十分な規則を立てられないといわれるがそれはどうしてだろうか。本研究では先行研究を参照しつつ、連濁現象の歴史的変遷を、どのような連濁・非連濁規則が存在し、どのように適用されたかという観点から跡づけた。研究目的達成のために以下の手順を取った。

- 1) 「連濁研究文献目録」を作成する。
- 2) 「連濁・非連濁規則一覧」を作成する。
- 3) 研究者間で異なる術語の名称・定義・用法について検討する。
- 4) 2)・3)に基づき詳細に研究史を記述し、未解決の問題点を整理する。
- 5) 連濁・非連濁規則の適用される時代、範囲、規則間の適応順序について検討を加える。
- 6) 連濁史を記述する。

1)については発表済みの連濁関係文献目録（鈴木豊(2006)）を増補し、2)については鈴木豊(1993)を増補・改訂を行った。3)について、近代連濁研究以前については鈴木豊(2004)で平安時代以降の「連濁」の異称について検討し、「連濁」の呼称が確立する過程を明らかにした。その他の連濁に関する術語「ライマンの法則」「非連濁」についても検討を進めている。4)については、1)・2)に基づく詳細な研究史の記述を行う予定である。研究史上位置づけが必要な問題として、たとえば「ライマンの法則」に関して以下のような問題が現在に至るまで残されていると考えねばならない。

ライマンの法則の定義をたとえば奥村三雄(1980)等は第二音節に濁音がある場合として、「第三音節以下もある程度これに準じる」とする。

ライマンの法則の基盤を森田武(1977)は単純語中で濁音は連続しないことにあるとする。

ライマンの法則の基盤を山口佳紀(1988)は単純語中に濁音は共存しないことにあるとする。上代語に関して石塚龍磨『古言清濁考』に濁音は連続しない＝前部成素末の濁音は連濁を妨げるという説があり、時代別国語大辞典上代語概説でもそのことに言及している。

鈴木豊(1993)は上代語では前部成素中の濁音は連濁を妨げるとする。

連濁の研究は近年ますます盛んになっているが、研究の蓄積とともに先行研究を十分に参照していない研究も散見するようになった。1)～4)の作業によって連濁研究の見取り図を描いておくことは、連濁研究をさらに進展させるために不可欠であると考え。Martin、大津由紀雄、Vance、Ito&mesterなどの言語学者による研究もあり、日本語学と言語学の交流も必要である。5)に関しては次項に記す研究を発表した。これらの作業を通じて6)の連濁史の区分の指標となる規則が明確になると考えられる。連濁史の出発点となる上代以前の日本語については人類学・考古学・歴史学・生物学・医学等の分野の最新の研究成果も参照する必要があるだろう。連濁史の記述が、日本語系統論の研究に新たな展開をもたらすと考える。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
18年度	800,000	0	800,000
19年度	300,000	90,000	390,000
20年度	200,000	60,000	260,000
年度			
年度			
総計	1,300,000	150,000	1,450,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：日本語学

キーワード：日本語史

1. 研究開始当初の背景

連濁研究はますます盛んになってきたが、それにつれて先行研究を参照していなかったり十分に消化していなかったりする研究も散見するようになってきた。このような状況であればこそ先行研究のすべてを網羅する文献目録の作成をはじめとする「総合的研究」が必要であるとの認識のもとに研究計画を立案した。

2. 研究の目的

連濁現象を総合的に研究する。さまざまな連濁規則をたててもなお完全には説明できない日本語の連濁現象について、連濁・非連濁規則を網羅・整理した上で、その適用順序や、例外を支配する新たな規則の発見などにつとめる。

3. 研究の方法

- 1) 「連濁研究文献目録」を作成する。
- 2) 「連濁・非連濁規則一覧」を作成する。
- 3) 研究者間で異なる術語の名称・定義・用法について検討する。
- 4) 2)・3)に基づき詳細に研究史を記述し、未解決の問題点を整理する。
- 5) 連濁・非連濁規則の適用される時代、範囲、規則間の適応順序について検討を加える。
- 6) 連濁史を記述する。

4. 研究成果

「連濁関係文献目録」の作成・増訂をはじめとして先行研究について網羅的・詳細に整理を行った。また以下にしるす個別のテーマについて論文を発表した。

論文1要旨：ライマン (Benjamin Smith Lyman) はお雇い外国人として来日し、主に北海道開拓に貢献したが、1894年に発表した日本語の連濁に関する論文が小倉進平の翻訳・紹介により広く知られ、そこで指摘された非連濁規則が後に「ライマンの法則」と呼ばれるようになり、その呼称は現在では日本語研究者のみならず言語研究一般に通用する術語としての資格を備えるに至っている。そのライマンの日本語研究の背景(動機・目的)について、ライマンの日本語学習の方法、日本語研究のために依拠した文献、特に日本語研究のテーマとしてライマンが連濁研究を行うに至った経緯等から考察した。1883年の口頭発表の記録であるライマン(1885)については全文の翻刻と翻訳を行い、連濁の起源に関する説について特に詳しく考察した。ライマンの日本語研究に関する考察を通じ、地質学者として来日したお雇い外国人の一人であったライマンが日本語研究を行い、かつその連濁に関する研究が緻密で高水準であったのは、ライマンの生まれ育った環境や受けた教育が彼の言語研究に対する資質を来日以前に十分に育てていたことによるところが大きいということも明らかになった。

論文2要旨：ライマンの法則の例外は、3形態素A・B・Cを構成要素として右枝分かれ構造([A [BC]])の語構造をもつ複合語において、[A [BC]]の省略形[AB]が存在する場合に、[[AB]C]型の語への類推作用によって、まれに生じるということがあることを述べる。「タカラガイ」(寶貝)を後部成素とする複合語はライマンの法則に抵触して連濁形「-ダカラガイ」をとる。「ホシダカラガイ」(星寶貝)は、より一般

的・伝統的な語形「ホシダカラ」(「ホシ」に「タカラガイ」の省略形「タカラ」が複合した形)を基に、人為的に「ガイ」(貝)を付加して作った語形である。つまりライマンの法則に抵触しない「-ダカラ」+「カイ」の複合による連濁形である。しかしひとたび「-ダラカガイ」という語形が成立すると、新たに作られる「A」+「タカラガイ」は「Aダカラガイ」をとるようになったのである。これは「ノボリバシゴ」(登梯子)が「-ノボリバシ」が一般的な複合語形であったときに「ハシゴ(梯子)」という語形が新たに成立し、語構造が「ノボリバシ」+「コ」と認識されて「ノボリバシゴ」が生まれたのと事情はよく似ている。「タカラガイ」「ハシゴ」はともにすでに連濁による濁音を含んでいるが、後部成素を除いた形の連濁形[AB](「ホシダカラ」「ノボリバシ」)がすでに存在していたために、[[ABC]の複合(「ホシダカラガイ」「ノボリバシゴ」)に類推して連濁形をとることができたのである。

論文3要旨：動詞連用形から転成した名詞(以下これを「連用名詞」と称する)を後部成素とする複合語に関して、「目的格(ヲ格)の場合は非連濁形をとる」という規則(条件・制約)が連濁に関する先行研究の中で指摘されている(以下この規則を「ヲ格非連濁規則」と称する)。そしてそのことは「熟合度」に係ると説明されている。本稿ではこれまで十分な理由づけがなされてこなかったこの非連濁規則の例外について、「熟合度」が連濁/非連濁の決定にどのように関わっているのかを、複合語の語構造と後部成素としての連用名詞の用法を詳しく検討することを通じ、以下のような新たな条件を設定することでより合理的な説明が可能となることを示した。(1)ヲ格非連濁規則の例外と見なされてきた「人相書き」・「石積み」・「板敷き」・「タイル張り」・「梅干し」・「縄張り」等はその意味が「~ヲ~シテアルコト」であり結果の持続のアスペクトを表したり、あるいは結果の持続の意味がさらに特定の事物に転じている場合であり、通常のヲ格連用名詞が「~スルコト/モノ/ヒト」の意味をもち非連濁形を取ることと対照的である。(2)「甲羅干し」「命拾い」等は「甲羅を干すこと」「命を拾うこと」ではなく、比喩的な意味であり連用修飾格に近い用法である。(3)「兎狩り」「雑巾掛け」など意味の分化を清濁に対応させることによって連濁したものがある。ヲ格連用名詞としての用法「石積み

に行く」は動詞連用形の用法「石を積みに行く」との間に「積む」という動作性を中心とした意味の近似性があるが、(1)(2)の用法との間にはそれがない。通常のヲ格連用名詞は類推の力が非連濁の制約として働き、(1)(2)の用法(「動作性」から「状態性」に転じた意味をもつ)では類推の力が働かないために連濁したのである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 3 件)

1 鈴木 豊(2006)「ライマンの日本語研究」『文京学院大学外国語学部 文京学院短期大学紀要』第6号 pp.225-239

1 . Yutaka Suzuki (2006), Rymas's Research on Japanese Language
JOURNAL OF BUNKYO GAKUIN
UNIVERSITY DEPARTMENT OF FOREIGN
LANGUAGES AND BUNKYO GAKUIN
COLLEGE, NO.6 pp.225-239

2 . 鈴木 豊 (2007)「ライマン法則例外の成立過程について 「タカラガイ」(宝貝)を後部成素とする語の連濁」『文京学院大学外国語学部 文京学院短期大学紀要』第7号 pp.279-294

2 . Yutaka Suzuki (2007), Process Underlying the Violation of Lyman's Law: Compound Words with Rendaku Form -dakaragai in the Second Element
JOURNAL OF BUNKYO GAKUIN
UNIVERSITY DEPARTMENT OF FOREIGN
LANGUAGES AND BUNKYO GAKUIN
COLLEGE, NO.7 pp.279-294

3 . 鈴木 豊 (2008)「動詞連用形転成名詞を後部成素とする複合語の連濁」『文京学院大学外国語学部 文京学院短期大学紀要』第8号 pp.213-234

3 . Yutaka Suzuki (2008), Rendaku of the Compound Words with Noun Changed from Verb in the Second Element
JOURNAL OF BUNKYO GAKUIN
UNIVERSITY DEPARTMENT OF FOREIGN
LANGUAGES AND BUNKYO GAKUIN
COLLEGE, NO.8 pp.213-234

[学会発表](計 0 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

取得状況(計 0 件)

〔その他〕

6. 研究組織

(1)研究代表者

鈴木 豊

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし